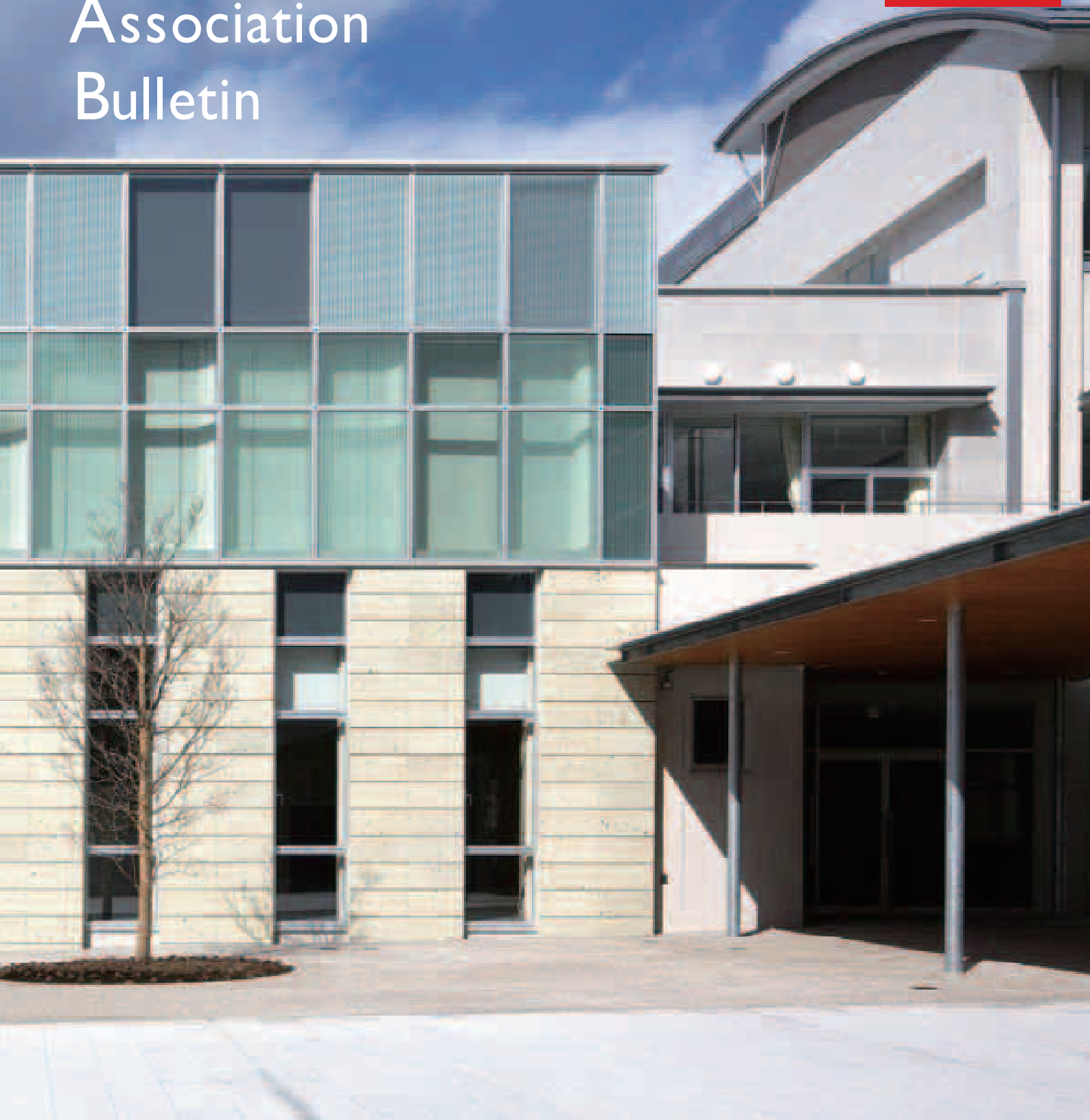


Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2011
10
No.93

震災特集



社団法人栃木県建築士事務所協会会報



建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 栃木県建築士事務所協会



2011/10 No.93 目次

東日本大震災に対するの所感	会長 本澤 宗夫 ……………	3-4
震災後における耐震診断業務運営委員会の活動	耐震診断業務委員会 副委員長 小林 基 ……………	5-6
被災業況報告	竹石建設(株) 一級建築士 竹石 昭厚 ……………	7-8
東日本大震災の被災地視察レポート	(有)睦和建築設計事務所 阿久津新平 ……………	9-11
法律シリーズ No.51 震災と建築請負契約	弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 中澤 浩平 ……………	12
コラム 兄、立松和平を偲ぶ	広報・渉外委員 横松 宏明 ……………	13-14
油漏れ事故対策の基礎知識	広報・渉外委員 大高 宣光 ……………	15-16
よみがえる報徳思想	広報・渉外委員 中村 清隆 ……………	17-18
新入会員・新賛助会員紹介 ……………		19-20
地震と向き合う	(有)日事連サービス 中川 孝昭 ……………	21
協会日誌 2011.4~2011.6 ……………		22
編集後記 ……………		22

表紙紹介

宇都宮工業高校 新校舎



設計コンセプト

栃木県の工業教育の中心的な役割を果たしてきた宇都宮工業高校を、新しいタイプの“科学技術高校”として再整備したプロジェクトです。本施設は科学技術及び工業教育の拠点としての役割はもちろんのこと、新しいまちの拠点としても位置付けました。県産出木材や大谷石等地産地消の推進とまちに開かれたテクノプラザの整備など、地域と学校・生徒の自然な交流が生まれる場を目指しました。校舎は整形なプランとモノトーンの色彩により創りこみを抑えた無垢なキャンパスをイメージし、生徒の自由で多様な活動を誘発し新たな歴史を刻んでいくことのできる学校を目指しました。総事業費143億のプロジェクトを、設計監理が弊社を代表企業とする県内3社JV、工事も県内企業のみ51社（元請のみ）が参加するという全国的にもまれにみる発注形態がとられ、まさにオール栃木としての学校づくりに取り組んだプロジェクトです。

荒井・フケタ・鈴木特定建築設計業務共同企業体



東日本大震災に対しての所感



社団法人 栃木県建築士事務所協会
会長 本澤 宗夫

平成23年3月11日 午後2時46分

東日本大震災 M9 震度6強 宇都宮 震度5強・弱

栃木県の東部（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・高根沢町・那須烏山市・那珂川町・大田原市・那須塩原市・那須町・宇都宮市の旧河内町地区の一部等々）が震度5強、その他は震度5弱の地震で大きな被害が生じ、県内で4名の死亡者を出す。

平成23年3月12日 事務所協会に8時30分に出所

佐治則昭副会長・夏目公彦常務理事・小林基耐震診断業務副委員長・岡田裕理事・岡村英明氏・鈴木勲事務局長に集合してもらう。本澤を忘れてました。

早速、県建築課と打合せを始める。

震災建築物応急危険度判定の依頼を受ける。

真岡日赤病院・栃木県税真岡事務所等々の依頼を受け、それぞれが現場へ向かう。

平成23年3月13日

東日本地震の件で、栃木県より応急危険度判定の依頼がある。

宇都宮市東部清原台の住宅地約2,700棟

平成23年3月14日・15日・16日・17日・18日

宇都宮市清原台地区 応急危険度判定に

判定士 83名 の方々に

本澤・佐治則昭副会長・夏目公彦常務理事・小林基耐震診断業務副委員長・岡田裕理事・古谷一美検討委員長は、非木造建築物の応急危険度判定に3月中、各地に向かう。

平成23年3月28日

栃木県知事部局へ「とちまる募金」100万円を届ける。

平成23年4月2日

茨城県水戸市で被災度区分の講習会に特別に講習の受講を許され、本澤が受講してきました。

平成23年4月8日

田中淳夫宇都宮大学名誉教授、栃木県・宇都宮市の職員及び協会耐震診断関係者等で、真岡北陵高校・真岡女子高校・市貝中学校・市貝小学校・清原東小学校・清原中央小学校・高根沢阿久津小学校 等々の応急危険度判定を行う。

平成23年6月17日

栃木県知事部局へ「とちまる募金」20万円を届ける。

平成23年6月28日

宇都宮市へ「ふるさと宇都宮応援事業」62万円を届ける。

日誌風に綴ってみました。これで終わりではなく応急危険度判定は現在も続いています。

しかし、震災にあった建築物の応急危険度判定に現地に向かって行って感じたことは、この学校等の建物の中にいた子供達はどんなにか恐い思いをいただろうということです。それを思うと、安全で安心な建物をとつくづく感じます。

まだまだ続きますが、震災建築物応急危険度判定その他の業務に当られました方々に「感謝」申し上げます。



対応内容

1. 義援金・救援物資等

(寄付金拠出)

- 栃木県とちまる募金 ● ふるさと宇都宮応援事業
- ¥1,200,000 ¥620,000

2. 人的支援等

(1) 栃木県内建築相談

- 総相談件数（電話相談も含め） 82件
- 【内訪問相談件数】
- ・ 木造建築住宅 36件
- 平成23年3月22日・23日 5件
- 平成23年4月 9日 7件
- 平成23年4月15日 7件
- 平成23年4月29日・30日 6件
- 平成23年5月19日・21日 11件
- ・ 非木造建築物 13件
- (電話相談 7件)

(2) 栃木県・市町による調査依頼

- 栃木県より施設の調査依頼
- 学校その他公共施設 17棟
- 民間建物 9棟
- 市町からの同行訪問調査依頼 2件
- (下野市 1件・那須町 1件)

(3) 応急危険度判定士派遣

- 1. 宇都宮市清原台 2700棟対象 4日間 83名
- 2. 高根沢町町内 3日間 20名
- 3. 那須烏山市内 1日間 12名

3. その他

- ・ 各市町に対し、地震等災害被災者に対する支援体制制度を設立し支援体制の確立

東日本大震災 被災住宅「無料相談窓口」を設置しております

この度の大地震により、被災を受けた住宅の各種ご相談に応じるため栃木県の委託により、社団法人栃木県建築士事務所協会に被災住宅無料相談窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。

★相談内容は次のとおりです

- 被災住宅の安全性確保に関する相談
- 被災住宅の補強・修繕方法等に関する相談
- 補強・修繕等を行う場合の概算費用等に関する相談
- その他住宅再建等に係る相談や情報提供

★相談員の派遣対象者

- 東日本大地震により被災を受けた方を対象とします。

★相談員の派遣（栃木県の委託により無料で派遣します）

- 市町等の要請や個人の方からのご希望により派遣いたします。

市町等からの要請による場合

個別相談希望者、住宅等相談会、避難所等へ派遣します。

個人の方からのご希望による場合

事務所協会へ直接電話等で相談があった場合、必要に応じて市町等と調整のうえ派遣します。

被災住宅無料相談窓口 連絡先 *原則として、県内全域について、下記の事務局にて受付いたします。

事務局

(社)栃木県建築士事務所協会

〒320-0032 宇都宮市昭和 2-5-26
TEL：028-621-3954 FAX：028-627-2364

震災後における耐震診断業務運営委員会の活動

耐震診断業務委員会 副委員長 小林 基

平成23年3月11日（金）に大震災が発生し、本澤会長、鈴木事務局長、委員会メンバーが翌12日及び13日に召集され、県の要請により県内各施設の同行訪問調査依頼を受け現地へ向った。

その後、市町から依頼を受け2件、民間9件の訪問調査をおこなっている。

木造建築に於いても、ホームページの被災建築相談窓口開設により、調査依頼を受け、延べ8日間36物件の訪問建築相談を実施している。

現在も依頼をまとめて行っている。

訪問建築相談は、ボランティアとして1日5物件程度を2名1組にて訪問、被害内容を聞き取り、状況説明をして今後の対応等をアドバイスしてくる。

訪問建築相談に於ける木造住宅は、比較的被害の少ない建物が多く、お客様の心配を解消していく事も目的のひとつであった。今回の震災後、協会より応急危険度判定士派遣が行われ、宇都宮市清原台へ4日間延べ83名、高根沢町内3日間延べ20名、那須烏山市内1日間延べ12名が協力して判定を行っている。

宇都宮市清原台においては、私も2日間参加しました。状況は、屋根瓦の落下や外壁ALCの落下など、被害の大きな建物がかかり見うけられた。



宇都宮市清原台 応急危険度判定の様子



外壁に大きなクラック
建具や雨戸の鏡板変形

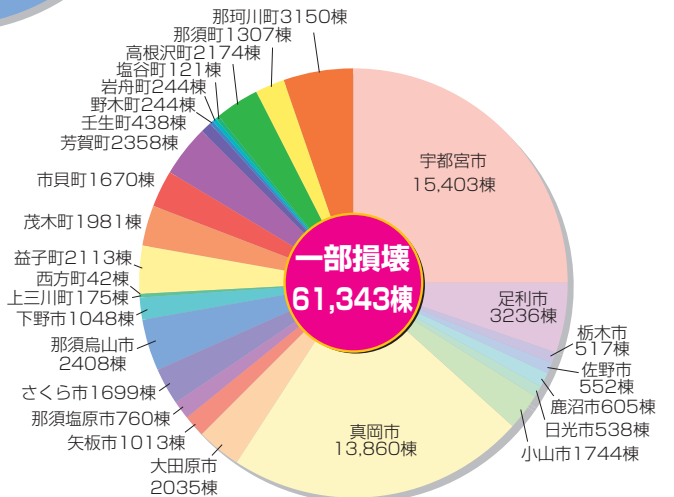
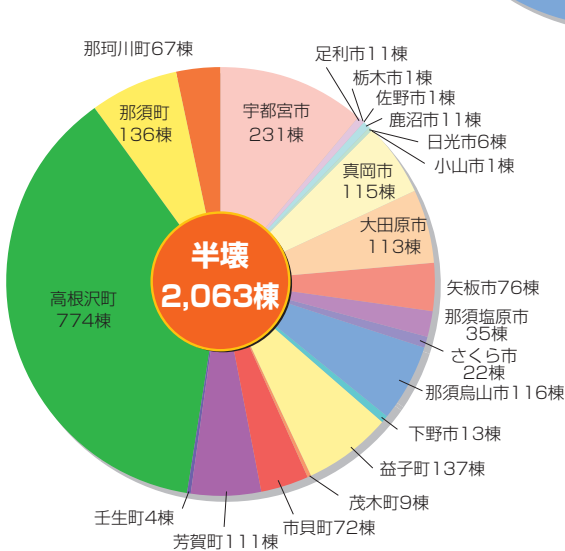
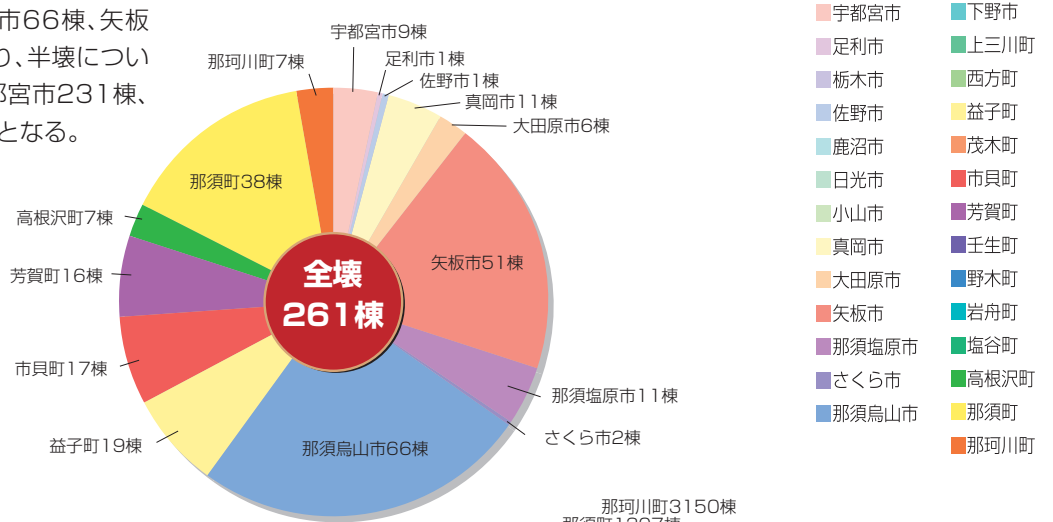


外壁の大きな割れ
構造の違いと建物段差によると思われる

東日本大震災による住家被害の状況

(栃木県HPより 平成23年8月16日現在)

全壊については、那須烏山市66棟、矢板市61棟、那須町38棟となり、半壊については、高根沢町774棟、宇都宮市231棟、益子町137棟、那須町136となる。一部損壊については、宇都宮市15,403棟、真岡市13,860棟、次に3,000棟を超えた足利市、那須川町となり、県東を中心に、南北広域に渡っての被害。



被災業況報告

竹石建設㈱ 一級建築士 竹石 昭厚

東日本大震災マグニチュード9.0 1000年に一度の巨大地震と言われる。芳賀地域も震度6強、実際は7であったとか言われている。4ヶ月過ぎた今でも、復旧作業が続けられている。我々もその一役を担っている訳であるが、貴重な体験が出来たと前向きにとらえ、改善すべきところは改善し、地域復興の一助となるよう努力している。

～3月11日 2時46分～

各現場の近況報告を受けていた。地震に気付いた後、ゆれがなかなか終わらない。大きな揺れが来た。みんなに声を掛け、外に避難する。大きな揺れは続き、打合せスペースのイス、テーブルが、ガラススクリーンのガラスを割り、激しい音とともに、散乱した。少し揺れがおさまったかと思うと、また大きな揺れが来て、南側境界の大谷石塀が、下1段を残し一斉に倒れるのを目の当たりにした。西隣の住宅はねじれるように揺れ、屋根瓦が激しい勢いで落下していた。

余震が繰り返すなか情報収集につとめ、道路に散乱した大谷石の片付けと、割れたガラススクリーン部分の塞ぎ作業を始める。町から、道路に散乱した大谷石の片付けの協

力依頼がある。停電が解消されないまま、片付け作業で3月11日は終わった。

～3月12日～

正午過ぎ、停電が解消された。電話回線が回復し、応急対応以来の電話が次から次へと入ってくる。棟瓦が落ちてしまっただけなのに、屋根が落ちてしまったので、すぐに来て欲しいと言って来たり、誰もが経験したことのない状況に、皆さん混乱していた。

とにかく早く出向いて、確認し、対応しなければならない。ビニールシート、合板、仮設材、資材の確保を急ぐ。応急対応にあたるグループ、お客様宅を訪問して状況把握にあたるグループ、連絡係に分かれ、作業を開始する。

芳賀工業団地内の会社から電話が入る。2階研究室の天井部分落下、外壁ALC版サッシュが外に押し出される。別棟3階の天井部分落下、防災垂壁の落下、etc。幸い、けが人は無かったそうだが、かなりの被害状況であった。すぐに応急対応作業を開始した。別の会社では、2階食堂のガラス窓が家具に押されて、サッシュごと落下、他にも窓ガラスの割れた所があり、養生作業を開始した。





3月13日以降、壊れた大谷石塀の撤去、瓦屋根の養生を中心に応急対応にあたる。被害の大きな家は解体するか判断し、見積段取りに入る。1週間、2週間と同じ様な状況が続いた。

お客様は被害が少なく、この家を選んで良かったと言ってくれた。一方、地震に強い家と言いながらどうして壁クロスの割れが出るのかとの声もあった。構造体の耐震性に問題は無いが、地震の揺れによって、仕上材のクロス、下地材の石膏ボードにヒビが入ることがあることの説明が、不十分だったと反省している。ほとんどの住宅が2階建であるが、壁クロスの被害は1階が大きく、2階は少ないという結果だった。耐力壁を面材で取っている建物は、壁クロスの被害は少なかった。内壁の割れを防ぐ方法をメーカーを含めて検討している。引渡し後お客様がエアコン取付等により、壁に穴をあけ、筋交いを破断してしまって、被害を大きくしてしまったケースもあった。この事についても穴あけの事前相談を受けるか、引渡し時に説明するか徹底した対応が必要であることが明らかになった。エコキュート等室外設備機器の転倒防止対策が徹底されておらず、金具がずれているケースもあり、効果的な対策を取っていかねばならないと考えている。

震災直後の地震の被害調査

(築7年までの住宅約80件)

・ ほぼ被害なし	10件
・ 内法材のズレ	7件
・ サッシュ調整必要	4件
・ 玄関タイルのヒビ	9件
・ エコキュート傾き	3件
・ 内壁ボードクロスひび (大小区別無し)	48件
・ 外壁サイディングのヒビ	9件
・ 幅木モルタルのヒビ	7件
・ 屋根瓦のズレ	3件
・ 給排水の不具合	5件
・ 電気設備の不具合	6件

次代の時代へ → 提案力 + 施工力

次代へのプラスがここにあります。

社団法人
栃木県建築士事務所協会の皆様と共に歩む...

営業品目

■建築・住宅資材関連 ■土木・基礎構造材関連 ■省エネ・環境・セキュリティ関連
■リニューアル関連 ■外装リフォーム関連

JASDAQ 上場 URL <http://www.fujii.co.jp/>

藤井産業株式会社

建設資材部 本社:宇都宮市平出工業団地41番地3 TEL 028-662-6077
小山支店・水戸支店・つくば支店・さいたま支店・東北支店



東日本大震災の被災地視察レポート

侑睦和建築設計事務所 阿久津 新平

3月11日に発生した巨大地震は、マグニチュード9.0で貞観地震（869年）以来の千年に一度の地震であった。宇都宮市でも震度6強を記録し、栃木県内で6万戸の被災家屋があった。この東日本大震災は地震と津波と福島原発事故の「3重災害」となった。

千年に一度の地震と津波による天災の被災状況を同時代に生きている者として体感したく、震災から50日が過ぎた5月2日に2泊3日の予定で被災地に向かった。死者・行方不明者2万6000人の鎮魂の気持ちから、まず、宮古市の浄土ヶ浜に向かった。朝4時に自宅を出る。岩手県に入ると強風で高速道路上に松の木の枝が散乱していた。11時に「浄土ヶ浜ターミナルビル」の駐車場に着く。ターミナルビルは閉鎖されているが屋上デッキから見下ろす港は穏やかで美しいブルーの海の景色であった。浄土ヶ浜に降りていく途中の斜面には津波に荒らされたにも拘らずカタクリの花が咲いていた **{写真1}**。海岸に降りると遊歩道



の脇の岩が崩れ落ち、サクラの木が花を二つ三つ付けて横転していた。遊歩道の路面は津波で削り取られ、スチールの手すりは引き抜かれて海中に落ちていた。津波に痛めつけられた遊歩道と公衆トイレと休憩所以外の浄土ヶ浜の景観は以前の景観と変わらずに美しかった。

岬を回って宮古湾にでると、景色が一転する。TVの報道で毎日のように見てきた被災風景と同じような風景が厳然と目の前に現れる。木造の建物は基礎部分を残してすべて破壊され、瓦礫だけが残っている。鉄骨造の建物もわずかに残った壁に赤のペンキで「解体をおねがいします。」と書き込まれている。陸地の奥の方には数隻の船が無残にも押し流されてあった。瓦礫は散乱しているが、道路上は整理され車の通行は支障が無かった。

浜街道を南下して、山田町に向かう。山田町は瓦礫の整理が遅れている地域で山田漁港への道路は通行規制されていて、緊急車両のみの通行になっていた。仕方なく浜街道の高台から漁港を見る。「鯨と海の博物館」越しに見られる港町の被災状況は凄まじい。いたるところにため池が点在して、そのため池に瓦礫が浮遊しているように見える。**{写真2}**。



さらに浜街道を南下すると、遠浅の美しい浪板海岸に着く。この海水浴場の砂浜にロビーから直接降りられるロケーションに浪板観光ホテルがある。このホテルは、37年前に以前在籍していた設計事務所で設計したホテルで、夏には所員の家族全員でよく遊びに来ていた。1階のロビーは津波に破壊されピロティ状態になってしまっていた。津波は4階の客室まで達した痕跡が残っていた。海側に突き出した広い円形バルコニーで漁火を見ながら酒を酌み交わしたことが懐かしく思い出された **{写真3・4}**。



ホテルから浜街道を南に行くと直ぐに、井上ひさしの「吉里吉里人」の舞台の吉里吉里がある。間もなく大槌町に着く。大槌町は火災も発生し、焼けた鉄骨の建物がいくつか点在していた。町役場はコンクリートの建物であるが、妻側の壁は破壊されていた。役場の前には焼けた車とともに消防自動車が2台置かれていた。ドコモの携帯電話の移動中継基地の車があった。自衛隊の災害支援車が何台も活動していた。漁港廻りの河川にかかる橋が全て崩壊してしまったところを、自衛隊は道路をいち早く復旧し車の運行を可能にした。荒涼とした被災地では、自衛隊の四角くて無骨な形で、くすんだグリーン色のさな



い支援車がものすごく遅く感じられた。地盤沈下でため池状の水たまりが点在し、魚の腐敗臭が入り混じった環境の中で復旧作業に従事している自衛隊には頭がさがる。「ご苦労様です。頑張ってください。」と声をかけずにはいられなくなる **【写真5・6・7】**。

ここからは、浜街道は交通規制区域が多くなるので、バイパスの三陸自動車道に入り、釜石に向かう。釜石港に行く道路は規制されていて、港には行けなかった。浜街道から釜石大観音を見て再び三陸自動車道に入り、大船渡市に向かう。大船渡漁港も同様に壊滅状態である。商店街も同様である。大船渡駅が開いていたので駅員に話を聞く。三陸鉄道は何箇所も寸断され、復旧の見通しはたっていない。大船渡には宿泊できる所は無い。とのことであった。夕方になり、うす暗くなり始めてきた。大船渡は瓦礫の山で、安心して車を駐車して休むことができそうな場所も無いので、陸前高田に向かう。陸前高田は比較的平地が広いので海岸から奥の方まで津波に破壊され、瓦礫は津波に奥の方に押しやられていた。海岸沿いには比較的瓦礫は少ないように見受けられた。夕焼けに西の空が赤く燃えだし、暗くなってきたので、休み場所を探したが、安心して眠れそうな場所がみあたらず、夜道を気仙沼まで行くことにした。

気仙沼のコンビニの駐車場で一晩過ごし、2日目の朝6時に気仙沼漁港に着く。気仙沼漁港は火の海に包まれ、停泊していた漁船が火災に遭ってしまった。50日経っていたが、まだ、焼けただけのままの船舶が港に何隻も停泊し

ていた。マリンペイントは特殊塗料で厚塗りされているので、船舶の焼きただれた鉄板の表情は何とも言えぬ魅力的な表情をしていた。不謹慎であるが、火災に遭った船舶に美を感じた **【写真8】**。破壊された観光栈橋の前は公園で「港町ブルース」のモニュメントや銅像その他のモニュメントがことごとく変形していた。

東浜街道を南下して、南三陸町に行く。南三陸町はTVの報道で見たとおりの被災の状況であった。海岸近くの道路の破壊された部分で、路盤工事の下部工事としては不思議な石積みが見えていたのでジックリと観察していたら、見回りに来ていた町役場の職員に声をかけられた。その職員に、この石積みは1960年のチリ津波当時の防波堤の石積みであったことを教えてもらった。その後の復興工事で、新規に防波堤を100m程海側に築き、かつての防波堤の石積みの上に現在の道路を造った。新規に築いた防波堤は無残にも津波に破壊されてしまった **【写真9】**。また、車を道路脇の空き地に頭から入って駐車して、車から離れたら、



被災された町の人に「そのような止めかたをしてはだめだ。いつ津波が来るかわからないから、直ぐに避難できるように、避難方向に前方を向けて駐車しないとイケない。また、車に5分以内にもどれる範囲内しか車から離れてはいけません。」と教えられた。

その後、石巻市・東松島市・仙台市と視察する。5月15・16・17日に仙台市・名取市を視察する。それらの被災地のレポートは紙面の都合で割愛する。

今回視察したところは、地震・津波の自然災害の被災地

である。被災地は、複雑な海岸線と山が迫っている狭隘な地形にできた町である。農業と漁業を生業にしている人が多い地域で共同体意識の大変強い地域である。自然災害に対して、日本人は「しょうがない」と諦め、耐え忍ぶことができる民族である。特に被災された地域は東北地方で、我慢強い人が多い地域である。千年に一度の大災害にあってもじっと耐えている。こうした被災地の人々に支援の手や義援金が国内はもちろん、世界中から寄せられている。それなのに国の被災地への復旧・復興の姿が全然見えてこない。なぜなのだろう。

幕藩体制の崩壊から明治維新の新体制への大変化。第二次世界大戦による全国的な焦土からの見事な復興。これらを成し遂げた日本である。今回の東日本大震災からの復興は、前記の2つの事例に匹敵する大事業である。私たちは国民の一人として、建築家として確りと役割を果たしていかなければならない。まずは日々の仕事においてコミュニティ・アーキテクトとして地域に密着して誠実な仕事をし、足元を固め、さらに被災地の復興の手助けをする。被災地の視察をとおしてこのような思いを強く持ちました。





震災と建築請負契約

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
弁護士 中澤浩平

1 はじめに

このたびの大震災により被災されました方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

震災の影響は私たちの生活場面全般に及びましたが、とりわけ取引関係に及ぼした影響には顕著なものがありました。今回は、取引類型の中でも、地震の影響を特に受けやすい建築請負契約を取り上げて、震災の影響により生じ得る法的問題をいくつかご紹介したいと思います。

2 工期の遅れ

建築請負契約には、工期が定められるのが一般です。契約で定められた工期内に工事を完成することができなければ、債務不履行責任が発生し、契約の解除や損害賠償の請求等を受けることになります。

では、震災の影響により工事の完成が遅れた場合にはどうでしょうか。債務不履行責任が発生するには、債務者の責めに帰すべき事由があることが必要です。今回の規模の震災によって建築途中の建物に不具合が生じたり、流通が麻痺して資材の供給が途絶えたりしたため、工期が遅れが生じた場合には、通常、債務者の責めに帰すべき事由はないと考えられます。従って、このような場合には、債務不履行責任が発生しないので、契約を解除されたり、損害賠償義務を負ったりすることはありません。

しかし、震災からある程度時間が経ち、工事を進めることが可能になったにもかかわらず、工事を再開しないような場合には、今度は債務不履行となり、責任を追及されるおそれがありますので、注意が必要です。

3 完成前の建物の滅失・毀損

次は、完成前の建物が滅失・毀損した場合について考えてみます。この場合、①請負人には建物を再築・修理する義務があるのか、②その場合の追加費用は誰が負担するかが問題となります。

まず、①についていうと、請負契約においては、請負人は、仕事を完成させる義務がありますので、建物を完成することが可能であるならば、請負人には建物を再築等する義務があります（建物を完成することが最早不可能ならば、請負人には建物を再築等する義務はありません）。この場合、工期が遅れが生じることが通常ですが、上記2のとおり、工期の遅れを理由に、契約を解除されたり損害賠償義務を負ったりすることはないと考えられます。

次に、請負人に建物を再築する義務があるとして、②追加費用は誰が負担することになるのでしょうか。この点、

追加費用については、注文者に請求することはできず、請負人が負担するのが原則です。しかし、標準的な建築工事請負契約約款においては、天災などにより出来形部分等に損害が発生した場合には、一定の要件の下で、注文者が損害額を負担する旨の定めが置かれています。このような特約がある場合には、上記の原則どおりの処理とは異なり、注文者が追加費用を負担することになります。ですので、同様のケースが発生したときには、このような特約が契約書に置かれていないか注意して確認するようにして下さい。

なお、このような特約が置かれていない場合でも、不可抗力の事態により、契約内容の合理性が大きく損なわれるような場合には、契約内容の見直しが認められることもあります。これを「事情変更の原則」といいます。ただし、要件が厳密であり、現実には適用が認められるケースは限定的なので、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

4 完成後の建物の滅失・毀損

建物の完成後、引渡前に建物が滅失・毀損した場合にも、上記3と同様の問題が生じます。

この場合、請負人は既に一度建物を完成させているので、建物を再築・修理する義務はないと考えられます。しかし、請負契約においては、引渡しを完了してはじめて請負代金を請求できるので、目的物が引渡前に滅失した場合には、注文者に請負代金を請求することはできないこととなります。また、建物が毀損した場合については、毀損部分に相応する請負代金を請求することはできないこととなります。

もっとも、上記3のとおり、標準的な建築工事請負契約約款においては、天災などにより出来形部分等に発生した損害については、一定の要件の下で、注文者が負担する旨の定めが置かれています。このような特約がある場合には、注文者に請負代金を請求できる余地がありますので、まずは契約書を確認することが重要です。また、このような特約がない場合であっても、事情変更の原則が適用される余地があることは、上記3で述べたとおりです。

5 終わりに

以上、建築請負契約を例として、震災によって生じ得る法的問題をいくつかご紹介させて頂きました。問題が発生した場合には、慌てずに適切な処理方針を固めることが何よりも重要です。その際には、上記のお話も参考にして頂ければ幸いです。

コラム

兄、立松和平を偲ぶ

広報・渉外委員 横松 宏明

早いもので兄が亡くなり、三回忌を迎えようとしています。やっと、最近になり兄の死を認識し、兄への想いを記してみようという気持ちになりました。



小学校時代

当時の中学校はクラスが20クラスぐらいあって、しょっちゅう争い事があり、校内での乱闘事件騒ぎがありました。責任感の強い兄は学級委員長として責任をとり、詳細は忘れましたが、新聞沙汰にもなったようなこともあったようです。

高校生になると、写真部に入り、部長もやるほど熱中し、いつもカメラを持ち、自転車であちらこちらをまわっていました。本人は写真の学校に行きたがっていましたが、両親に反対され、早稲田大学に入学します。しかし、写真は生涯にわたって続けていたようです。



中学校時代



高校時代

4つ違いの兄貴で、いつも兄の背中を見て育ってきた感があります。幼少期の頃の兄は、気弱で、本ばかり読んでいるような子供でした。よく幼稚園に向かう途中で、いじめっこに会うとそのままUターンして帰って来てしまうような兄だったと聞いています。

そんな兄も、小学、中学時には学業優秀で常に学級委員をやっているような生徒でした。放課後などは、よく自転車にスコップをくくりつけては、近所の山々や遺跡に行つては、化石やヤジリ、土器の破片などを掘り返しては収集しているような少年でした。基本的にあまり群れることを好まず、いつも単独で淡々と行動していたような兄でした。

早稲田大学在学中は学生運動に明け暮れ、没頭する日々を過ごしていました。大学4年生の時に奥様と出逢い、そのまま駆け落ちをし、作家を目指し、結婚してしまいます。

当時の思い出で、受験で上京した私に兄は会うなり、「財布の中身を見せろ」と言われ、言われるままに見せると、「お前にはこれで充分だ」と、財布のお金をごっそり持っていかれたこともありました。今、思うと駆け落ち中で金銭に困っていたのかもしれないね。



その後、奥様の出産とともに急遽帰郷したと思うと、宇都宮市役所に勤め始める事となりました。そして作家活動を続けながらも市役所勤務を5、6年続けることとなりました。

市役所勤めの時に同じ課に気に入ったアルバイトの女性が現れました。本人はいたく気に入っておりましたが、既婚の為、しょうがなく弟である私に紹介しました。そして、その女性が妻となっております。(照れ)



1986年・4月

文筆活動に専念する中「遠雷」が映画化され、本が売れ始め生活が一変します。東京に生活の場を移し、皆さんがご存知の行動派作家として世に知れ渡るようになりました。



2000年・7月

よく兄夫婦とともに夫婦同士で食事をし、酒も飲み交わしました。兄は常に妻想いで、旅館での食事の時も自分でお椀にご飯をよそい、常に奥様に気を掛けていたようです。



足尾の植林

若くして駆け落ちをし、作家で食べられない時代に奥様に食べさせて支えてもらったことについていつも深謝しているような兄でした。その為に本が売れてからは強烈に忙しくなり、がむしゃらに仕事をこなし、生き急いだ感が私には感じられます。

ゆったりと温泉につかりながら、兄貴と一杯飲むことが、今できないことがとても寂しく残念に思う今日この頃ですね。

(談 横松設計事務所にて
文責 広報渉外委員 酒井 誠)



立松一家

コラム

油漏れ事故対策の基礎知識

広報・渉外委員 大高 宣光

今回の震災で起きた事

これまで油の流出事故では中和剤が多用されてきました。しかし現在では多くの現場で中和剤の使用が規制されています。これは中和剤の多くが二次汚染を引き起こす可能性が高く、油は中和しても草や木が枯れたり貝や蟹も死んでしまう事が懸念される為、防災倉庫に多量の中和剤が眠ったままになっている事例を多く見かけます。

この為今回の震災では、使えない中和剤があっても効果的な対策資材を持ち合わせず、ただひたすら吸着シートを使っての、終わりの無い回収作業を続けている現場が見られました。

何が漏れたのか

揮発性の高いガソリンと暖房用の重油では当然のことながら対処が全く違いますし、それが何処に漏れたのかで、拡散防止の手法も変わります。

ガソリンの場合はスコップの先が石に当たって火花が出る事もあり、引火性が高いガソリンに対して一般的な吸着材では爆発的な引火を抑える事も出来ませんので、汚染の拡大防止を目的として使える資材は大変限られた物になります。

これに対して重油の場合は引火の可能性は低くなるものの、吸着シートやマットの重量比吸着率でその作業性が大きく変わります。

更にこの吸着シートやマットの性能によっては再溶出が懸念される物が多く、回収先で油がまた漏れ出る危険性が有り、回収除去作業の効率が大変損なわれます。

何処に漏れたのか

何が漏れたのかと同様に対応策で最も重要な事は、何処に漏れたのかで汚染の拡散防止に使う資材に求められる性能も違ってきます。

地面や舗装面に漏れた油は如何に浸透・流出を防ぐかのスピードが最優先となりますので、あらゆる吸着手段を講じて拡散を食い止める事が必



要ですが、これに対して水面（特に内水面）に流出した油に対しては、拡散防止の専門的な知識が無くてはなかなか食い止める事が出来ません。

更に日常の防災訓練で地上に油が漏れ出した場合の訓練は行っているが、水面に漏れ出した油の対策訓練が行われていない為か、多くの現場で適切な処理が行われていません。

オイルフェンスの種類と使い方

内水面に漏れた油の対策として求められる要求条件は、「虹油」の流出阻止が一般的ですが、多くの場合この為に必要な知識も資材も持ち合わせていないのが現状です。

備蓄資材として用意されているオイルフェンスの多くは、海洋事故等のニュースで見えるものと同じ物で、このビニールやプラスチック製のオイルフェンスは内水面の場合に求められるこの「虹油」の流出防止としては殆ど効果を発揮しません。更に海でオイルフェンスを張る場合と流れのある場所でオイルフェンスを張る場合では張り方が違います。

流れのある場所では、両岸に渡して張られたオイルフェンスの両脇から油が漏れ出す事が確認出来ます。この為に両岸に対してゆとりを持たせ、更に水面を吸着材や吸着マット等で覆わなければ「虹油」の流出を食い止める事は出来ません。



効果の薄い張り方



効果的な張り方

また左上の写真の事例のように吸着マットを繋いで浮かべただけでは、雑巾を繋いで浮かべたのと大差無く、せっかく処置しても効果が薄いものとなってしまいます。

具体的な検討事例

実際の検討事例について、以下に手順を示します。流出事故の処理として守らなければいけない順番は、①汚染の拡大を止める。②汚染源からの流出を止める。③汚



染範囲の浄化と並行して汚染源の浄化を行う。この手順を厳格に守らなければ、何時までも流出が止まらない等の無駄な作業が延々と続く事になり、処理費用も当初見込みの数倍に膨れ上がる事があります。

下記の資料は、ある重油流出事故現場向けに作製された基本検討資料です。



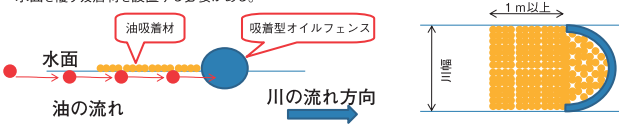
1) これ以上の汚染拡大を阻止する手法について

現状の問題点

現在川に設置されている吸着シートは、油の吸い取り作業用等で使われる雑巾等の代わりに使用されるシートであり、油の吸着力が極めて弱い。この為、水量が多い場合は充分な阻止効果を発揮できない。

対策

流れる水に対して油の拡散を抑える為には、ある程度の面積の水面を吸着材で覆う手法でなければ、流れに乗った油を止める事は出来ない。この為、現状の吸着シートを早急に吸着型のオイルフェンスに交換すると共に、水面を覆う吸着材を設置する必要がある。



4) 川上から順次、川岸を処理する手法について

現状の問題点

土側溝と同様に吸着シート以外の対策は施されておらず、水量が増すたびに川岸に付着した油が流れ出す。

対策

土側溝処理の場合と違い草木が茂る場所であり粉末状の処理剤は使えない。この為、液体型の油分解剤を川の中から岸に向かって散布する。



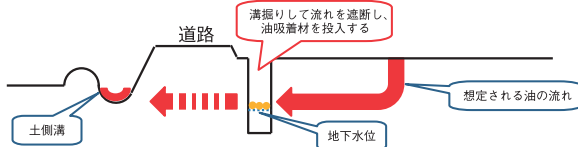
2) 発生源からの流出を阻止する手法について

現状の問題点

現状は流出元の土壌を1.5立米程度入れ替えたばかりで、漏洩現場から道路を跨いで油が浮き出た土側溝までの間に汚染土壌がそのまま残されている。この為、今後も新たな流出が続く。

対策

敷地内の道路境界を掘削し、油の敷地外への流出を阻止する必要がある。



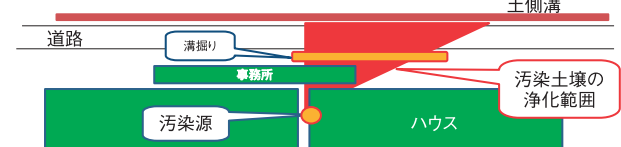
5) 3.4と並行して発生源の除去をする手法について

現状の問題点

油流出現場直下の土壌1.5立米を入れ替えたばかりで、流出現場から2)の対策で流出を止めた溝掘りまでの間の汚染土壌を浄化しなければ、発生源の油汚染除去とはならない。

対策

直近の土側溝から汚染源までの間の全ての汚染土壌を掘り起こし浄化する。



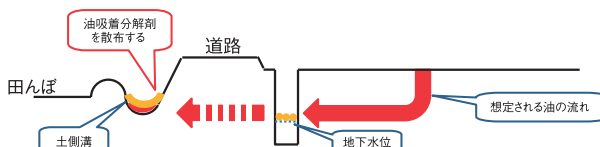
3) 川上から順次、土側溝を処理する手法について

現状の問題点

吸着シートを所々に設置してあるだけであり、土側溝の土壌に付着した油の除去ができていない為、今後も降雨と共に油の流出が続く。

対策

流出現場に隣接する土側溝から排水ポンプ場までの間の油が流れたルート上の全ての土側溝について、油吸着分解剤を散布する。



現在ではこれまでの中和剤に代わり、再溶出ししない吸着マットや油を自然分解するバイオレメディエーション手法が効果を上げてきていますが、対策資材の選定とその使い方についての知識が充分でなければ、せっかくの資材を有効に生かせない結果となってしまいます。

* 資料提供：七浦建設株式会社

コラム

よみがえる報徳思想

広報・渉外委員 中村 清隆

栃木県は、江戸時代末期、小田原生まれの二宮尊徳が活躍し、亡くなった地。戦争のおかげで歪曲されたり、戦後の反動で葬り去られたりや紆余曲折の果てに忘れ去られつつあった二宮尊徳だが、近年静かなブームを迎えている。

特に中国はブーム。2003年に中国の研究者が主体となって発足した「国際二宮尊徳思想学会」は、2年に1度開催され、去年京都で第5回大会を開催。5回のうち3回は中国で開催されている。北京大学や清華大学などそうした学府を中心に研究が進んでいる。理由は、一つは、江戸から明治の動乱の中で、日本の人物がどう考え、行動したかに注目しているとのこと。二つめは、資本経済が広がるにあたって道徳も一緒に広めなくてはならない。儒教は帝王学なので経済よりも道徳が上にきてしまうし、文化大革命で排除したのにいまさら戻れない。経済と道徳が同等に位置付けされる報徳思想は魅力がある。

日中両国の尊徳事情に詳しい元掛川市長の榛村純一氏によると、中国は現在活躍している日本企業のうち、トヨタと松下電器（現パナソニック）の成長の秘訣を研究する中で、二社の創始者の根底に報徳思想があることをつきとめたとのこと。

トヨタの創始者である豊田佐吉は、貧しい大工の倅で、父は熱心な報徳社の社員であった。母の内職のはた織りを楽にする一心で豊田式自動織機を開発した。

豊田佐吉の生家が掛川市にあるが、解説看板は日本語



廻村中の二宮尊徳座像（日光市今市）

の次に中国語で書かれている。中国人の来訪者が多いことを物語っている。

松下電器も同様、松下幸之助の両親も熱心な報徳思想の持主であり、会社の理念にも組み込まれている。

東京都副知事の猪瀬直樹氏は「ゼロ成長の富国論」を発表し、報徳思想が経済的成熟社会と人口減少時代に直面する現代社会の問題点を解決する糸口になるのではないかと提案している。

尊徳生誕の地である神奈川県では、元神奈川県知事松沢成文氏が、新著の中で尊徳の思想と実践に共鳴して行政に反映させてきたことが書かれている。元栃木県知事福田昭夫氏も報徳思想を政治に生かそうとしてきたことが知られている。

尊徳が他藩にまで知れ渡ることになるすごい業績をひとつ挙げる。手立てを尽くしても回復の目途が立たなかった小田原藩主一族宇津家の領地である桜町領（現真岡市二宮）を、15年で再興したこと。その間、全国的な飢饉である天保の大飢饉に遭遇する。6年もの長い凶作による飢餓で人口が急減する。そんな時代に桜町領では1人の餓死者も出さず、さらには隣藩の求めに応じて炊き出しや食糧や金銭の援助までやってのけている。小田原藩からは何の援助も受けていない。同じ農民が、同じ天候の下で、同じ農業をやっていてこの違いがどこからくるのか。



小田原市栢山の二宮尊徳生家
御木本幸吉の尽力で人手に渡り開発される寸前敷地を保全され、生家は復元された。



尊徳は、荒廃した600もの農村の復興再生に貢献した。尊徳の仕方を学ぼうと派遣されてきた各国の藩士も数多く、明治以降国会議員や大臣になった人も数名いる。

最後のご奉公となる日光御神領復興では、参勤交代で全国から来られる藩主の方々に、復興し繁栄した農村を見せて、報徳思想・仕方を全国に広めようとした。しかし、日光着任3年目、70歳で死去。その後長男である尊行と弟子たちで仕法を続けたが、仕法開始15年で世は明治となり、戊辰戦争により1868年仕法打ち切りとなったのである。報徳思想全国流布の夢は途絶えたわけだ。

しかし、尊徳および報徳仕法役場の膨大な記録は現在きちんと残されている。戊辰戦争の戦火から相馬に避難することで保全した子の尊行と弟子たち、相馬の人たちと北海道豊頃町開拓を成功させた後に、保全した書物を整理整頓した孫の尊親のおかげである。さらに、約1万巻の書類を、3年かけて2500冊の本に写本し石造2階建ての報徳文庫とともに今市報徳二宮神社に奉納した製糖王鈴木藤三郎の功績である。

再現性のある尊徳の手法は、農業から形を変え、政治にも行政にも現代のビジネスにも応用可能であることを、毎年発行される二宮尊徳関係著書が物語っている。

二宮尊徳思想の奥義は何を読めばわかるのか

すばり、「三才報徳金毛録」である。

尊徳は、桜町に派遣されたものの、その考え方・行動に不満を持つ役人や農民の反発に遭い仕法は行きづまる。悩んだ尊徳は、だれにも言わず成田山新勝寺にお参りして21日間の断食修行に入る。このとき得た悟りで、修行前と修行後では人間が変わったようだ。後年その時の悟りを文章にしたものが「三才報徳金毛録」である。桜町



幼かった金次郎の父と母の病気を治療した村の医者、村田道仙。その子孫が営む村田医院。尊徳生家の近くにある。

の改革は、成田山籠り以降大きく前進することになったのである。

報徳思想のキャッチフレーズ

心田開発、一円融合、道徳と経済の両立、積小為大、至誠・勤労・分度・推譲



江戸時代から伝わる報徳役所書庫（日光市今市）



天保の大飢饉の時、烏山救済を行った場所
4千石の桜町（現真岡市二宮）が、4万石の烏山藩を救済した。



大日本報徳社（掛川市）
全国に点在する報徳社の総元締め。いかめしい名前だが、GHQも公認し創立当初から名称は変わっていない。

新入会員の紹介



氏名 **小池 隆男** (こいけ たかお)

事務所名 (株)タカ才設計 〒329-0511 下野市石橋181-2

TEL/FAX TEL.0285-52-0501 FAX.0285-52-0502

管理建築士 1級第217005号 小池 隆男 事務所登録 (A)1760号



氏名 **矢尾板 健一** (やおいた けんいち)

事務所名 六興建築設計(有) 〒327-0844 佐野市富岡町654

TEL/FAX TEL.0283-22-8451 FAX.0283-22-8256

管理建築士 1級第154585号 矢尾板 健一 事務所登録 (A)1861号



氏名 **田中 達生** (たなか たつお)

事務所名 (株)田中構造設計事務所 〒327-0312 佐野市栃本町1404-3

TEL/FAX TEL.0283-63-3165 FAX.0283-63-7064

管理建築士 1級第210422号 田中 達生 事務所登録 (A)3141号
構造設計1級 第3286号

氏名 **宮本 恭男** (みやもと やすお)

事務所名 宮本設計(株) 〒321-3233 宇都宮市上籠谷町3607-2

TEL/FAX TEL.028-678-5928 FAX.028-667-8528

管理建築士 1級第171958号 宮本 恭男 事務所登録 (A)3292号

氏名 **川上 誠** (かわかみ まこと)

事務所名 (株)川上設計 〒327-0837 佐野市植野町1922-1

TEL/FAX TEL.0283-22-0812 FAX.0283-22-0812

管理建築士 1級第89472号 川上 誠 事務所登録 (A)2284号

氏名 **栗原 弘** (くりはら ひろし)

事務所名 栗原弘建築設計事務所 〒327-0821 佐野市高萩町1235-19

TEL/FAX TEL.0283-24-7099 FAX.0283-24-7176

管理建築士 1級第305098号 栗原 弘 事務所登録 (Aイ)2789号

次代の都市づくり

環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード
豊鉄工建設株式会社

鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事

〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード
氏家工業株式会社

鋼構造物工事業

〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895
kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp



新賛助会員の紹介

日本耐震天井施工協同組合	代表理事	高橋 竹志	営業品目 耐震天井
住所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテルタワー18F TEL 03-3539-6569 FAX 03-3539-6670			
株式会社 チューオー	代表取締役社長	福邊 恭治	営業品目 金属製外装材、金属製屋根材の開発、 製造、販売
住所 〒322-0014 鹿沼市さつき町13-2 TEL 0289-76-3261 FAX 0289-76-3267			
北星商事株式会社	代表取締役	大山 富栄	営業品目 OAフロア、太陽光発電システム、 エコガラス、大谷塗
住所 〒321-4324 真岡市西沼804 TEL 0285-81-5126 FAX 0285-22-8328			
株式会社 北関東オフィス	代表取締役	小林 清孝	営業品目 カウネット事業、家具・施設用品 事務用品機器、OA機器 医療用電子カルテシステム ビルメンテナンス事業(清掃・害虫駆除)
住所 〒321-0933 宇都宮市築瀬町1784-2 TEL 028-678-6612 FAX 028-678-6613			
株式会社 大場工業	代表取締役	大場 毅夫	営業品目 鉄筋ガス圧楼康次 養生クリーニング工事
住所 〒321-0943 宇都宮市峰町570番地1 TEL 028-634-6560 FAX 028-635-0928			
有限会社 田中タイル工業所	代表取締役	田中 英治	営業品目 タイル・石・れんが・ブロック
住所 〒321-2118 宇都宮市新里町丁1646-30 TEL 028-665-3342 FAX 028-665-5702			
株式会社 山登塗装工業	代表取締役	酒井 康雄	営業品目 塗装、吹付、塗床工事 エスケー化研(株)発泡性耐火塗料施工店 キルコートハイブリート断熱施工店
住所 〒320-0856 宇都宮市砥上町247-4 TEL 028-648-3116 FAX 028-648-3226			

あなたは何を選びますか？

紙、フィルム、CD・DVD、テレビ、ビデオ、インターネット……
自由にメディア(媒体)をお選びください。
メディアに合わせて、あなたの「伝えたい」を「カタチ」にいたします。

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

本社/〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号
phone.028(662)2511 fax.028(662)4278
URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail s@pto.co.jp

地震と向き合う

有限会社 日事連サービス
専務取締役 中川 孝 昭

この度の東日本大震災では本誌読者の皆様の中にもご家族、あるいはご親類に被災された方がいらっしゃるのではと気になります。改めて心よりお見舞い申し上げます。

日本損害保険協会の発表によりますと、平成23年6月21日現在で、この地震による保険金の支払額が、損害保険業界としては初めて1兆円を超えました。支払い件数にして約55万4千件となっています。阪神淡路大震災のときには、十分の一以下の783億円でした。あの時は兵庫県に被害が集中しましたが、当時の兵庫県の地震保険加入者は僅かに4.8%でした。この地震を契機にして、加入者の数は全国的に毎年コンスタントに増えました。特に、宮城県では2009年度末時点で32.5%を記録していました。ちなみに岩手県12.3%・福島14.1%、そして、みなさんの栃木は16.7%と加入率に大差がついています。宮城沖地震に対する恐怖は、その命名やそれまでに時々発生していた震度3とか4の地震の体験が、地元県民の行動に大きなインパクトを与えていたようです。

損害保険業界が、かろうじて地震保険加入者の方々限定ではありますが、多少お役には立ったようです。しかし、原発事故による放射能被害のために、生活の場を奪われ難民のような生活を強いられている人々のためには、何のお役にも立っていません。また、避難地域としての指定は免れたものの「風評被害」という言い方で、本当の責任者の存在がぼやかされたまま、未だに途方にくれる日々を過ごす農業、酪農、漁業関係者の方々もたくさんいらっしゃいます。2011/07/04 AERAによれば、米国人ながら日本語での詩作をするというアーサー・ピナード氏にとっても「風評」という言葉を正しく英語に訳すことができないそうなのです。そして、そのような「風評」という言葉を連発する日本のニュースを、そのまま海外に伝えれば、詐欺として受け止められるとも言っています。さらに「農家は風評ではなく実害に苦しんでいる。原発被害は東電と経産省の責任なのに『風評被害』と言いくるめて、巧に責任逃れをしている。」と手厳しい批判をしています。酪農家のなかには、ご存知の通り、ついに犠牲者まで出る悲しい出来事になっています。最近では、市場に出荷された牛肉から、高濃度のセシウムが検出されたと報道されました。2011/07/12日本経済新聞の記事によれば、牛の餌である藁から、基準値の56倍もの数値を示す高濃度セシウムが検出されたことが報告されています。既に9都府県に出荷され、中にはすでに消費されたものもあるということです。予測されたことではありますが、これ以上深刻な事態にならないければ良いがとひたすら祈るばかりです。

保険屋の役立たず！

建賠保険（日事連・建築士事務所賠償責任保険）では、その建築家職業危険特別約款第3条⑥に、「原子力事業者が

所有・使用もしくは管理する原子力施設の設計業務」と規定し、「保険金を支払わない場合」（免責条項）にしています。各種賠償責任保険に共通の普通保険約款でも、第8条の⑥において、「排水または排気（煙を含みます。）」に起因する賠償責任」を免責としています。放射能の有無に係りなく公害をもたらすようなこの種のリスクについては、民間保険会社の手には負えないのです。

世間の噂どおり、いざというときには、保険屋家業は何の役にも立たないということを改めて思い知らされました。せめて夏休みの1週間を返上して、仙台の事務局で雑用でも手伝えないかと思い、事務局長に相談したところ「ゴルフバッグでも担いでおいで！」その心は、お前さんなんぞ1週間くらい来てもらっても足手まといで何の役にも立たない、という意味なのです。日に何度も聞かされる被災地情報に、ただため息をついています。

「見えない・臭わない・感じない」放射能被害は、ただでさえ不安な人々の心に「疑心暗鬼」・「不信心」を生みだします。新しいことに挑戦しなければ、進歩は生まれません。しかし、そこには自ずとやっとなことと悪いことが混在します。原発はすばらしい科学の結晶だったのかもしれない。しかし、そこには「絶対に」と言える安全が確保されなければならなかったのです。「想定外」などという言い訳が、許されるはずはないのです。心配されることは、わが国の未来を担う子供たちの健康のことです。福島第一原発の現場で、連日、文字通り命懸けの作業をしてくださっている方々に、心より敬意を表するとともに、どうか無事に作業終了まで頑張っていたいただきたいと心からお祈りするだけです。そして、あらゆる工夫と我慢で、わたしたちは原発に頼らない国にしなければなりません。私の口癖ですが「わが国は未来永劫地震国」である運命を変えることはできないのです。

どうかこの機会にみなさんも「建築と地震」という問題に、改めて向き合ってみていただけないでしょうか。「私のやった仕事に間違いはありません。地震でも絶対に壊れません。」などと大見得を切って「安全神話」を捏造しないことです。コンプライアンスということが基本となります。その上で、心をこめて安全確保の方策を講じてください。建築物の安全性を確保できるノウハウを、誰よりも豊富に持っているのは読者のみなさんのはずなのです。そして、建築物の完成引渡しの時に、必ず建築主に伝えていただきたいメッセージがあります。

「心を込めて造りました。しかし、残念ながら大地震のときでも何一つ壊れないという保証はできません。ただし、ご家族の命に係るようなことは、決して起こりませんからご安心ください。あとは家具の配置に、お気をつけいただくことだけです。」そして、万一の備えとしての建賠保険への加入をお忘れなく！



協会日誌

2011.4~2011.6

4月

- 4・定例常任理事会(16:00~)開催 協会会議室で開催
- 5・業務報酬W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸)
- 6・建築確認手続き等の運用改善(第二弾)に関する説明会開催 国土交通省会議室で開催 (佐々木 宏幸)
- 8・栃木県建設産業団体連合会正・副会長会議 栃木県建設産業会館で開催 (本澤 宗夫会長)
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 20・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 21・平成22年度事務所協会会計監査開催 協会会議室で開催 (会計監査3名外役員4名)
- 22・定例常任理事会(13:30~)・定例常任委員会(15:00~)開催 協会会議室で開催
- ・平成23年度栃木県建設産業団体連合理事会 栃木県建設産業会館で開催 (本澤 宗夫会長・三柴 富男副会長)
- 25・新法制度検討W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸)
- 26・震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会開催 とちぎ福祉プラザで開催 (参加者212名)
- 27・平成23年度第1期「管理建築士取得講習会」開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催 (参加者16名)
- 28・設計3会勉強会・公共建築設計懇談会開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸)

5月

- 9・定例常任理事会(16:00~)開催 協会会議室で開催
- 11・総務・企画委員会開催 協会会議室で開催
- 12・平成23年度第1期建築士定期講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催 (参加者11名)
- ・業務報酬基準適正活用検討研究会・業務量調査検討W・G会議開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長)
- 13・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 16・日事連第5回総務・財務委員会開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長)
- 17・栃木県住宅耐震推進協議会運営委員会開催 協会会議室で開催
- 18・耐震診断判定会開催(田中 淳夫先生のみ出席) 協会会議室で開催
- ・平成23年度栃木県震災建築物応急危険度判定協議会総会開催 県庁本館9階会議室で開催 (小林 基常任委員)
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- ・新法制度検討W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸)
- 19・平成23年度栃木県豊かな住まいづくり協議会総会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長・藤田 公行専務理事)
- ・平成23年度栃木県マロニ工建築・景観賞打合せ会議開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (鈴木 勲事務局長)
- ・平成23年度第1回宇都宮まちづくり貢献企業認証委員会開催 宇都宮市役所14B会議室で開催 (田村 哲男理事)
- 20・平成23年度栃木県木材需要拡大協議会第1回役員会開催 木協連会議室で開催 (藤田 公行専務理事)
- 22・日光市合併5周年記念式典開催 日光市今市文化会館大ホールで開催 (本澤 宗夫会長)
- 23・平成23年度とちぎの元気な森づくり県民会議定期総会開催 栃木県総合文化センター3階会議室で開催 (本澤 宗夫会長)
- 24・平成23年度社団法人栃木県建設業協会通常総会開催 ホテル東日本宇都宮で開催 (本澤 宗夫会長)
- 25・平成23年度栃木県建設産業団体連合通常総会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (本澤 宗夫会長・三柴 富男副会長・夏目 公彦常務理事・藤田 公行専務理事)
- ・平成23年度栃木県設備設計事務所協会通常総会開催 アピアで開催 (本澤 宗夫会長)
- 26・平成23年度住宅フェア栃木実行委員会理事会・総会開催 とちぎ福祉プラザ201会議室で開催 (本澤 宗夫会長)
- ・建築設計制度等対応特別委員会会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木 宏幸)
- 27・定例常任理事会(13:30~)・定例常任委員会(15:00~)開催 協会会議室で開催
- ・通常総会(決算総会)開催 アピアで開催 (出席者42名・委任状86名)
- 28・平成23年度栃木県植樹祭開催(会場・「天平の丘公園」下野市国分寺尼寺跡) アピアで開催 (佐々木 宏幸副会長)
- 30・平成23年度栃木県鉄骨業協同組合通常総会開催 アピアで開催 (佐治則昭副会長)
- 31・業務量調査検討W・G会議開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長)

6月

- 1・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- 3・平成23年度第1回宇都宮地区インターンシップ学校・地域連絡会開催 宇都宮工業高等学校会議室で開催 (藤田 公行専務理事)
- 6・平成23年度栃木県木材需要拡大協議会通常総会開催 木協連会議室で開催 (藤田 公行専務理事)
- 8・常任理事会開催 協会会議室で開催
- ・平成23年度第1回栃木県マロニ工建築・景観審査会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催 (鈴木 勲事務局長)
- 9・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- ・経営委員会開催 協会会議室で開催
- ・6団体連絡協議会会議開催 協会会議室で開催
- 10・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 15・栃木県建設産業団体連合会事務局長連絡会議開催 ホテルニューイタヤで開催(藤田 公行専務理事・鈴木 勲事務局長)
- 16・平成23年度日事連決算総会・全国会長会議開催 ホテルオークラで開催(本澤宗夫・鈴木 勲事務局長)
- 22・平成23年度第1期「管理建築士取得講習」開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催 (参加者32名)
- 23・平成23年度栃木県鋼構造建築技術協議会理事会・通常総会開催 ホテルニューイタヤで開催 (本澤 宗夫会長・佐治 則昭副会長・佐々木 宏幸副会長・藤田 公行専務理事・鈴木 勲事務局長)
- 24・定例常任理事会(14:00~)・定例常任委員会(15:00~)開催 協会会議室で開催
- ・日事連事務局長連絡会議開催 八重洲富土屋ホテルで開催 (藤田 公行専務理事)
- 27・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 30・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

編集後記

大高：震災・原発事故・大雨と今年の一文字は「災」でしょうか、企業も自治体もBCPの根本的な見直しが始まっています。

大武：栃木県の災害の大きかったことに心が痛み少しでも力になれればと思います。

石川：記事を読み、「自然に対峙する安全な建物とは」の問いに答もなく、人と自然の共存の危うさ感じ、他方で一步踏み出す人々の逞しさに感動。この感動が先の回答の導く力に替えたいと思いつつ寄稿者に感謝。

市田：今回は裏方で徹しましたので、次回は主役で頑張ります。

横松：今回は兄、立松和平を取り上げていただきありがとうございます。いろいろと思い出しました。

中村：震災のすさまじさ、そしてそれを乗り越える人間のエネルギーに感嘆！

酒井：今回は栃木県内の震災を中心にした紙面づくり…いかがでしたでしょうか？立松和平氏の追悼記事も感慨深いものでした。



発行所

社団法人 **栃木県建築士事務所協会**

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号
TEL 028(621)3954 FAX 028(627)2364
HP : <http://www.tkjk.or.jp/> E-mail : info@tkjk.or.jp